

消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月九日

若林健太

参議院副議長 尾辻秀久殿

消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問主意書

先の衆議院議員総選挙で、当時の民主党代表であった鳩山氏は、四年間は消費税の増税を行わないと高らかに宣言し、その立場を明確にしてきた。一方、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第一三号）附則第四百四条に基づき、来年三月末までに、政府は消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため必要な法制上の措置を講じなくてはならない。もし、消費税率を十パーセントに増税する法案を提出する場合、民主党政権は先の総選挙において宣言していた内容との整合性をどのように図った上で、これらを総括するのか。本来であれば、解散総選挙をして、国民に改めて信を問うべきと考えるが、野田内閣の見解を示されたい。

右質問する。

